

随意契約理由書

今回発注する工事は、下記1の復興公営住宅整備工事である。

この工事の契約に当たっては、下記2以下に記載のとおり、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に定める「緊急の必要により競争入札に付することができないとき」に該当することから、随意契約にすることとしたい。

記

1 工事概要

- (1) 工 事 名 復興公営住宅整備工事（造成）（油井2）（15-41310-0119）
- (2) 路・河川等名 油井2
- (3) 工事箇所名 二本松市油井字石倉地内
- (4) 工事概要 復興公営住宅整備工事 造成工事
造成工 A=4.9ha 区画道路 1,286.9m
上下水道 一式 公園工 一式

2 随意契約の理由

本工事は、原子力災害により避難の継続を余儀なくされている避難者の居住の安定を確保するため、町村の要請に応じ県営の復興公営住宅を整備するものであり、県民の安全・安心を守る上で緊急に実施する必要があることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に基づく「緊急の必要により競争入札に付することができないとき」による随意契約とする。

なお、契約方法については、「東北地方太平洋沖地震により緊急を要する工事等の対応方針」（平成23年3月25日政策監会議申合せ）、「東日本大震災に伴う大規模な災害復旧工事における適切な契約の締結について」（平成23年12月20日付け23財第1925号入札監理課長通知）、「予定価格が5億円以上となる緊急を要する災害復旧工事等で随意契約とする場合の取扱いについて」（平成23年12月20日付け23企技第1771号土木部長通知）、「東日本大震災等に伴う大規模な災害復旧工事における適切な契約の締結についての一部改正について」（平成23年3月18日付け24財第2682号入札監理課長通知）、「緊急を要する災害復旧工事等で見積人を公募し随意契約とする場合の取扱いについて」（平成25年3月25日付け24企技第1674号土木部長通知）により見積人を公募する方法による「公募型随意契約」とする。

3 随意契約の相手方及び理由

契約の相手方については、応募企業から見積書提出月日に見積を提出してもらい、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の有効な見積書を提出した者のうち、最低価格の見積書を提出した者（ただし、応募資格を満たしている者に限る。）と契約を締結する。